

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	特定計量器定期検査未受検者に対する指導
関連する 他局の名称	なし
概要	計量法の規定により、取引又は証明に使用する計量器（質量計・皮革面積計）は、大阪市の行う定期検査を受けなければなりません。 この定期検査を受検しなかった者（以下「未受検者」という。）に対して、受検の督促・勧告等の指導を行っています。
根拠となる要綱等	大阪市特定計量器定期検査実施要綱（大阪市計量検査所窓口にて設置）
行政指導指針	〔定期検査未受検者の取扱〕（大阪市特定計量器定期検査実施要綱第12条） 1 対象者 未受検者 2 未受検者の取扱 ・未受検者に対しては、定期検査の再通知を行い受検を督促する。再通知後の督促に応じない者に対しては、段階的に以下の措置を講じる。 ① 勧告書の発行 ② 警告書の発行 ③ 告発の検討
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000552869.html
備考	